

実験動物福祉規程

第1条 目的

(株)日本医科学動物資材研究所（以下、当社）はすべての従業員に「動物の愛護及び管理に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、「動物の殺処分方法に関する指針」、文部科学省、厚生労働省および農林水産省から示されている「動物実験等の実施に関する基本指針」に基づき、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を準拠し、「実験動物福祉憲章（公益社団法人日本実験動物協会）」の精神を尊び、かつ、当社の定める「実験動物福祉に関する服务理念」に基づき、3R(Replacement、Reduction、Refinement)に配慮し動物福祉の周知徹底と適正な実践を図る目的として本規程を定める。

第2条 定義

本規程に掲げる用語の定義は以下に定める。

1 施設設備

当社の実験動物の生産、飼育および実験を実施する施設設備をいう。

2 実験動物

当社が生産ならびに販売する動物をいう。

3 動物実験等

実験動物の試験研究、受託試験（遺伝子組換え動物等の受託生産・飼育、非GLPに関する受託試験、施設の貸与等）、飼育動物の感染症検疫検査および教育研修等の科学上に供することをいう。

4 動物実験計画書

動物実験等を行うために事前に立案する計画書をいう。

第3条 組織・体制

実験動物の飼養保管ならびに福祉について以下の組織・体制で臨む。

1 機関の長

実験動物の施設、飼養保管ならびに実験動物福祉の全般を管理する者をいい、当社の社長がこれを担う。以下、社長という。

2 実験動物管理者

実験動物に関する専門的な知識と経験を有する者で、社長を補佐する者をいい、社長が任命する。

3 管理獣医師

実験動物の健康および飼育に係る環境・衛生防疫ならびに動物実験等に関して獣医学的管理の責務を有する獣医師有資格者をいい、社長が任命する。

4 衛生管理者

社長が任命し、従業員の健康管理に留意し社長および実験動物管理者に改善対策を具申する者をいう。

5 飼育責任者

実験動物管理者が任命し、その指揮のもとで、実験動物の生産から出荷まで、担当動物種の取扱い責任を有する者をいう。

6 飼育担当者

飼育責任者の指揮のもとで、実験動物の生産、飼育、出荷をする者をいう。

7 動物実験責任者

動物実験等の業務を統括する者をいう。

8 動物実験実施者

動物実験等を実施する者をいう。

第4条 社長の責務

- 1 当社における動物福祉に関わるすべての責務を負う。
- 2 動物福祉に関連する諸規程を策定する。
- 3 実験動物福祉委員会を設置し、その機能を整備して実験動物の取扱いならびに動物実験等の適正の有無を諮問し適切に実施する。
- 4 動物福祉に配慮しつつ、科学的に適正な実験動物の生産等ならびに動物実験等の実施に際し、適正かつ安全に遂行するのに必要な施設設備を整備する。
- 5 従業員の健康と安全を確保し施設周辺の環境保全に努める。
- 6 実験動物福祉委員会内に動物福祉に対する自己点検・評価委員をおき、定期的に自己点検・評価を適正に行う。また第三者による実験動物福祉検証を受ける。
- 7 次年度ならびに年度内の生産計画を適宜に作成する。
- 8 動物実験計画書の承認および確認をする。
- 9 当社の動物福祉に関わる情報を、各種媒体をもって公開する。

第5条 実験動物管理者の責務

- 1 動物福祉の精神を理解熟知し、日常の施設全体の円滑な運営をはかる。
- 2 施設設備および環境衛生の管理全般を担う。
- 3 飼育責任者および飼育担当者等、飼養保管に関わる者への管理監督を行う。
- 4 動物福祉の観点から、動物実験責任者および動物実験実施者等、動物実験等に関わる者に対して指導助言を行う。
- 5 生産計画に参画するほか、その実施状況や供給業務の把握に務める。
- 6 実験動物福祉委員会による自己点検・評価に全面的に協力し、その指摘事項に対する対応を適切に実施する。
- 7 動物福祉に関わる情報を積極的に収集し、従業員に対して周知徹底をはかる。
- 8 従業員の労働安全衛生等に配慮するとともに環境の保全に努める。

第6条 管理獣医師の責務

- 1 実験動物管理者を補佐し、実験動物の健康および飼育に関わる環境・衛生防疫及び動物実験等に関して獣医学的管理を遂行する。
- 2 業務の遂行上、必要な事項ならびに指摘事項を実験動物管理者に報告し、改善を促すとともに、実験動物管理者のもとで改善ならびに解決を図る。

3 実験動物福祉委員会の委員として、獣医学的管理に関する意見具申を行う。

第7条 衛生管理者の責務

- 1 社長の任命のもとで従業員の健康管理の実務を行う。
- 2 安全衛生委員会の中核として、当該委員会が円滑に運営できるよう努め、従業員の安全と健康に必要な改善事項ならびに対策の具申および提案を行う。
- 3 労働安全衛生法に基づく業務を実行する。
- 4 実験動物福祉委員会の委員として、自己点検・評価時および適宜従業員の労働安全・健康および作業環境の状況を把握する。

第8条 施設設備の基準の設定

- 1 施設および設備については、動物の生理、生態ならびに習性に応じた大きさと空間を備え、動物へのストレスを最小限に留める環境とし、飼育器具・器材等は常に開発改良して飼育環境の向上を努める。
- 2 自然災害時等において、動物の逸走防止措置がとれる施設設備として常に良好な維持管理に努める。
- 3 労働安全衛生ならびに周辺環境に影響を及ぼさないように配慮する。

第9条 飼育管理および標準操作手順書の設定

- 1 社長は飼育管理業務に関わる組織図を作成し、実験動物管理者以下の指揮命令系統を明確にする。
- 2 社長は実験動物福祉に関する法規および各種指針等を遵守し、給餌、給水、消毒等の飼育管理業務の詳細について標準操作手順書（以下、SOP）を作成する。
- 3 実験動物管理者は日常の飼育管理業務に関する記録類を適正に保存する。
- 4 飼育責任者および飼育担当者は公益社団法人日本実験動物協会の認定実験動物技術者の有資格者を可能な限り充てる。

第10条 動物の健康管理

- 1 実験動物の健康と安全を保持し、動物の特性に応じて飼育を行う。
- 2 飼育管理に従事する者は実験動物の生理、生態、習性に異常を来さないよう、日々実験動物の状態を観察し記録する。
- 3 感染の防御に万全を期すとともに、定期的な環境モニタリングならびに微生物モニタリングを実施する。
- 4 万が一感染症が疑われる動物を発見した場合は、SOPに従い対応する。

第11条 労働安全衛生

動物を扱うことによって生ずる従業員の労働災害を防止するため、別途「安全衛生管理規程」を定める。

第12条 実験動物福祉教育研修

関連法規ならびに別途定めた「従業員教育研修規程」ならびに「実験動物福祉教育規程」

に基づき動物福祉の教育研修を実施し、従業員の動物福祉に対する理解と意識の昂揚ならびに周知を図りその実践に努める。

第 13 条 動物実験等の実施基準

- 1 動物実験等に関わる者は動物福祉関連法規ならびに指針等に準拠し、かつ、別途定める「動物実験等の実施に関する規程」を遵守し適正な動物実験等を実施する。
- 2 遺伝子組換え動物を取り扱う実験は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」を遵守する。
- 3 動物実験の実施は、次に掲げる手順による。
 - 1) 動物実験計画の審査および承認
 - ① 動物実験責任者は動物実験計画書を策定し、社長を通じ、実験動物福祉委員会（以下、委員会）に諮問する。
 - ② 委員会における審査に当たっては、基本指針および 3 R に配慮し、科学的合理性の確保された動物実験であることを確認する。
 - ③ 社長は委員会からの審査結果に基づき、動物実験計画書の申請を承認または却下する。
 - 2) 動物実験結果の把握
 - ① 動物実験責任者は動物実験終了後に、動物実験結果報告書を実験動物管理者に提出する。
 - ② 実験動物管理者は社長に動物実験結果報告書を提出する。
 - ③ 社長は提出された報告書を確認し保管する。

第 14 条 安楽死に関する規程の設定

関係法規ならびに諸指針に基づき「実験動物の安楽死に関する規程」を別途定め、できる限り苦痛の少ない方法をもって動物を処分する。

第 15 条 動物の輸送

関係法規ならびに諸指針に基づき「実験動物の輸送に関する規程」を別途定め、動物を輸送する際には特段の注意を払い動物の安全とストレスの軽減に努める。

第 16 条 緊急時の対応

自然災害、火災、人為的事故、動物の感染症等の発生により人および飼育動物に被害あるいは影響を及ぼすような事態を緊急事態といい、対応・措置については以下の規則、規程および SOP に別途定める。

- 1 就業規則
- 2 安全衛生管理規程
- 3 緊急時の行動要綱
- 4 拡散防止措置規程および組換え動物飼育危機管理マニュアル
- 5 SOP 関係条項

第 17 条 自己点検・評価

施設における動物福祉の実効を検証する目的で、その施設の動物福祉施策の状況を、別に定める「実験動物福祉に関する自己点検・評価実施要綱」に基づき、委員会による自己点検・評価を行う。

第18条 外部対応

実験動物・動物実験関係者以外の外部への対応は管理部が窓口とする。

第19条 記録の保管

実験動物の福祉に関わる規程等による記録は、別途定める「文書取扱規程」に準拠し管理部がこれを保管し、保管期間は10年とする。

第20条 規程の改廃

本規程は、実験動物福祉委員会が起案審議し、社長が改廃する。

付則

この規程は昭和58年 7月1日より実施

平成 7年 7月 1日 改訂

平成12年 3月 1日 改訂

平成17年 8月 1日 改訂

平成17年12月 1日 改訂

平成18年 1月20日 改訂

平成18年10月 1日 改訂

平成22年 4月 1日 改訂

平成23年 7月 1日 改訂

平成26年 4月28日 改訂

平成28年 4月 1日 改訂

平成28年12月 1日 改訂